



民事弁護実務の基礎

～シナリオ民事保全・執行～



資料編

司法研修所
民事弁護教官室

目 次

第1部 民事保全編

資料 1	金銭消費貸借契約書.....	1
資料 2	印鑑登録証明書.....	2
資料 3	振込依頼書.....	3
資料 4	電子メール.....	4
資料 5	全部事項証明書（建物）.....	6
資料 6	チラシ.....	8
資料 7	保全委任状.....	9
資料 8	供託委任状.....	10
資料 9	供託金取戻委任状.....	11
資料 10	報告書.....	12
資料 11	供託書.....	14
資料 12	供託金受領証.....	14
資料 13	仮差押決定.....	15
資料 14	全部事項証明情報（建物）.....	17

第2部 民事執行編

資料 15	判決正本.....	18
資料 16	配当表.....	20
資料 17	照会申出書（弁護士会照会）.....	21
資料 18	回答書.....	23
資料 19	執行委任状.....	24
資料 20	送達証明書.....	25
資料 21	執行文.....	26
資料 22	奥書.....	27
資料 23	債権差押命令申立書.....	28
資料 24	債権差押命令.....	29
資料 25	第三債務者に対する陳述の催告書.....	30
資料 26	送達通知書.....	31
資料 27	第三債務者陳述書.....	32
資料 28	取立完了届.....	34



【資料1】



甲1

金銭消費貸借契約書

貸主 中山 弘 (以下「甲」という。)と借主 松尾 雄二 (以下「乙」という。)とは、甲が乙に対し、以下の約定により金員を貸し付けることに合意したので、本契約を締結する。

第1条 (消費貸借の合意)

甲は、乙に対し、本日金 300 万円を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

第2条 (利息等)

甲と乙は、本貸付金の利息を元金に対し年 5 パーセントの割合とすること、支払時期は元本と同時とすることを約した。

第3条 (弁済期)

1 乙の甲に対する弁済の期限は、以下のとおりとする。

平成 23 年 3 月 31 日

2 乙は、甲に対し、前項の期日限り、第1条の金員全額及び第2条の利息金を、持参又は振込送金して支払う。振込送金をした場合の振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (期限の利益の喪失)

乙が、元金若しくは利息のいずれか一方又はそれらの一部につき支払を遅滞したときは、乙は当然に期限の利益を失い、その時における元利金を一時に支払う。

第5条 (損害金)

前条により期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年 10 パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとする。

第6条 (費用負担)

本契約の締結に要する印紙その他の費用は乙の負担とする。

以上、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲がこれを保有して、乙にその写しを交付する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲 東京都文京区湯島四丁目6番6号

中山 弘



乙 横浜市中区山田町1800番地6-201号

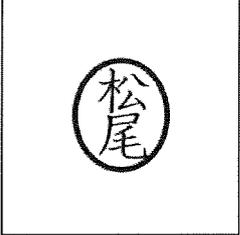
松尾 雄二



【資料2】

↓
甲2

印鑑登録証明書

印影 	氏名	松尾雄二
	生年月日	昭和38年5月20日
	住所	横浜市中区山田町1800番地6-201号

この写しは、印鑑登録原票と相違ないことを証明する。

平成22年3月30日

横浜市中区長

某

印

振込金受取書 兼 振込手数料受取書

ご依頼日	2010 年 4 月 1 日	先 日 場 付 振 込	お振込 指定日	年 月 日
振込種類	電信		「お客様番号」のご記入時は右の欄に○印をつけてください	
			依頼人番号 または お客様番号	

ご 依 頼 人	フリガナ	ナカヤマ ヒロシ		
		中山 弘	様	電話 03 4567 8901

1	お振込先	ワコウキ`ンコウ	支店名	ヨコハマエキマエ	種目	普通	口座番号	1234567	
		和光銀行		横浜駅前	金額(円)	¥3000000	手数料	¥840	
	お受取人名	マツオ ユウジ` 松尾 雄二							
	お振込先		支店名		種目		口座番号		
					金額(円)			手数料	
	お受取人名								
	お振込先		支店名		種目		口座番号		
					金額(円)			手数料	
	お受取人名								
	お振込先		支店名		種目		口座番号		
					金額(円)			手数料	
	お受取人名								

小計	1	件	¥3000000	円
合計	1	件	¥3000000	円

手数料	¥840	円
手数料	¥840	円



【資料 4】

RE そろそろ、どうでしょう?.TXT

差出人: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
送信日時: 2011年6月7日火曜日 1:11
宛先: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
件名: RE: そろそろ、どうでしょう？

松尾へ

え？無視ですか？
いくら同級生でも社会人として許されないよ。
今日中に必ず返事ください。

中山

From: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Sent: Tuesday, May 31, 2011 1:10 AM
To: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

松尾へ

どうなってるのかな？
全く状況が分かりません。
300万も貸して、返済も遅れて、待ってくれだけじゃ、納得できないよ。
挨拶に来るのが筋じゃない??
すぐに返してください。
次の返答次第では、こっちも対応考えるよ。
至急、誠実な返事をください。

中山

From: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Sent: Sunday, May 29, 2011 11:06 PM
To: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

中山君

ごめん、今、実家とか友達とか工面するのに走り回ってます。
もう少しだけ時間下さい。

松尾

From: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Sent: Friday, May 13, 2011 8:04 AM
To: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

松尾君

とにかく、早く返してください。
いつ返せるの??

中山

From: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Sent: Thursday, April 28, 2011 10:22 PM

ページ(1)

RE そろそろ、どうでしょう?. TXT
To: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

中山君

本当に、申し訳ない！！
来週には目途を連絡します。
もうしばらく待ってください。

松尾

From: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Sent: Sunday, April 24, 2011 1:01 AM
To: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

松尾君

その後、どうでしょうか？
いつごろ返してもらえるか、目途を知らせてください。
よろしく。

中山

From: 'Yuji MATSUO' <matsuo@fam-mail.com>
Sent: Sunday, April 17, 2011 10:59 AM
To: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Subject: RE: そろそろ、どうでしょう？

ヒロシ、ご無沙汰してしまってますまん！
実家の方は、おかげさまで何とかなってます。
お金はすぐに返しますので、もう少し待ってください。

また、飲みましょう！

松尾

From: 'Hiroshi Nakayama' <hn@nakayama-biz.jp>
Sent: Friday, April 15, 2011 12:57 AM
To: matsuo@fam-mail.com
Subject: そろそろ、どうでしょう？

松尾君

ご無沙汰です。
ご実家の状況はどうですか？

昨年貸した300万、そろそろ期限も過ぎたけど、返済の方、
いかがでしょうか。
様子を知らせてください。

中山

【資料5】

↓

甲3

横浜市中区山田町1800-6-201

全部事項証明書

(建物)

専有部分の家屋番号		1800-6-101~406		
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	余白	
所在		横浜市中区山田町1800番地6		所在図番号
建物の名称		山田町グリーンハイツ		余白
① 構造		③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建		1階		〔平成18年8月31日〕
		2階		
		3階		
		4階		
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	②所在及び地番	③地目	④地積 m ²	登記の日付
1	横浜市中区山田町1800番6	宅地	335 98	平成18年8月31日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	00000000000000
家屋番号	横浜市中区山田町1800番6-201		余白	
建物の名称	201		余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建	2階部分	58 75	平成18年8月1日新築 〔平成18年8月31日〕
表題部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	10000分の1294	平成18年8月1日敷地権 〔平成18年8月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成18年9月25日 第19528号	原因 平成18年8月10日売買 所有者 横浜市中区山田町1800番地6-201号 松尾雄二

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成18年9月25日 第19529号	原因 平成18年9月21日金銭消費貸借同日設定

* 下線部のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金2000万円 利息 年2・0% 損害金 年14・6% 債務者 横浜市中区山田町1800番地6-201号 松尾 雄二 抵当権者 横浜市中区洞沢町51番12号 株式会社角丸銀行 (取扱店 横浜支店)

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成23年6月15日
 横浜地方法務局

登記官

某



* 下線部のあるものは抹消事項であることを示す。

登録番号 ○○○○○○ (1/1)

2/2

マンション **山田町グリーンハイツ**

お問い合わせ番号:NAK230021

3,180万円/ 3LDK専有面積：壁芯60.00m² / 築年月：平成18年8月

交通：JR根岸線/中山駅 徒歩8分

写真省略	図面省略
外観、LD写真	室内全面リフォーム予定です

物件概要

■所在地 神奈川県横浜市中区山田町 ■交通 JR根岸線/中山駅 徒歩8分 ■価格3,180万円 ■間取り 3LDK ■専有面積 壁芯60.00m² ■バルコニー面積 8.56m² ■ルーフバルコニー - ■専用庭 - ■テラス - ■向き 南西 ■建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ■建物階数 地上4階 ■所在階数 2階 ■築年月 平成18年8月 ■総戸数 23戸 ■土地権利 所有権 ■管理会社 株式会社長谷川コミュニティ /全部委託 ■管理方式 日勤 ■管理費 9,000 (円/月) ■修繕積立金 7,200 (円/月) ■その他費用 - ■駐車場 - ■現況 居住中 ■引渡時期 応相談 ■取引態様 媒介 (仲介) ■備考 ・ポーチ面積：3.81m² ・室外機置場面積：1.04m²

セールスコメント

■JR根岸線「中山駅」徒歩8分

駅までほぼ平坦な道のりです。ワコー・モール（徒歩5分）でお買い物をして、歩くことができます。

■南西向きバルコニーの為、日当たり・眺望良好です。前面に建物が無く明るいお部屋です。

■共用部のトランクルームがご利用いただけます。ゴルフバックや季節用品などの収納に便利です。

お問い合わせ

中村エステート

物件担当者：竹田周作（たけだしゅうさく）

**0120-000-000**

神奈川県横浜市南区和泉2丁目3-8

ヒカリノ横浜 3階

営業時間：10:00～18:00

定休日：毎週火曜日・水曜日

委 任 状

平成23年6月15日

住 所 〒113-0034

東京都文京区湯島4-6-6

委任者 中 山

弘 

私は次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 甲 野 太 郎

東京弁護士会所属

住 所 〒103-0028

東京都中央区八重洲一丁目5番××号

東京八重洲ビル9階 甲野太郎法律事務所

電 話 03-3271-1900

FAX 03-3271-19××

記

第1 事件

1 債務者

松尾雄二

2 裁 判 所

〇〇地方裁判所

3 事件の表示

不動産仮差押命令申立事件

第2 委任事項

1 委任者がする一切の行為

2 申立ての取下げ、和解

3 申立却下決定に対する即時抗告の申立て及びその取下げ

4 保全異議の申立てについての裁判に対する保全抗告の申立て及びその取下げ

5 復代理人の選任

【資料 8】

確認を請求する。
弁護士 甲野 太郎



供 託 委 任 状

平成 年 月 日

住 所 〒 1 1 3 - 0 0 3 4

東京都文京区湯島 4 - 6 - 6

委任者 中 山

弘



私は次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士 甲 野 太 郎

東京弁護士会所属

住 所 〒 1 0 3 - 0 0 2 8

東京都中央区八重洲一丁目 5 番 × × 号

東京八重洲ビル 9 階 甲野太郎法律事務所

電 話 0 3 - 3 2 7 1 - 1 9 〇 〇

F A X 0 3 - 3 2 7 1 - 1 9 × ×

記

- 1 債権者である私と債務者松尾雄二（横浜市中区山田町 1 8 0 0 番地 6 - 2 0 1 号）との間の〇〇地方裁判所平成 2 3 年（ヨ）第 号不動産仮差押命令申立事件の担保として金 円を〇〇法務局に供託する件
- 2 原本の還付請求及び受領
- 3 復代理人の選任

供託金取戻委任状

平成 年 月 日

住 所 〒113-0034

東京都文京区湯島4-6-6

委任者 中 山

弘 

私は次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士 甲 野 太 郎

東京弁護士会所属

住 所 〒103-0028

東京都中央区八重洲一丁目5番××号

東京八重洲ビル9階 甲野太郎法律事務所

電 話 03-3271-1900

FAX 03-3271-19××

記

- 1 債権者である私と債務者松尾雄二との間の〇〇地方裁判所平成23年(ヨ)第 号不動産仮差押命令申立事件の保証として〇〇法務局に供託した金 円(平成23年度(金)第 号)の供託金の取戻請求及び受領並びに同利息の請求及び受領に関する一切の件
- 2 原本の還付請求及び受領
- 3 復代理人の選任

【資料10】

↓
甲4

報 告 書

平成23年6月17日

5 ○○地方裁判所 御中

住 所 〒113-0034

東京都文京区湯島4-6-6

中 山 弘 

10 私は、株式会社中山商事というプラスチック製品の卸売を業とする会社で代表取締役を務めている者です。高校時代の同級生の債務者松尾雄二（以下「松尾」といいます。）に対して、個人的に300万円を貸し付けた件についてご報告いたします。

1 本件貸付に至る経緯

15 平成22年3月20日、高校の同窓会があり、久しぶりに松尾と会いました。その際、松尾から、実家の鉄工所の新設備導入資金として300万円が足りずに困っているの、貸してほしいと依頼されました。

この新設備が導入できれば会社も安定的に仕事を受注することができて利益が上がるから、父親から返済をしてもらえる、また、1年後には自分の息子も大学を卒業するので、万一父親の方から返済ができなくても、自分の資金から返済できる
20 とのことでした。

松尾のことは以前から信頼していましたので、平成22年4月1日、期限を1年後、利息は年5%などと定めて、松尾本人に300万円を貸すことにいたしました。

2 弁済期の経過とその後の不払

25 以上のような経緯で300万円を貸し付けましたが、約束の期限の本年3月31日を過ぎても、松尾から返済されることはありませんでした。

松尾からは私に連絡すらなかったので、こちらから連絡して催促しました。これに対し、最初のうちはすぐに支払うから待ってほしいという返答があったものの、具体的な返済時期が示されることはなく、5月29日に「もう少しだけ時間下さい」というメールが来たのを最後に、連絡が途絶えてしまいました。

5 6月以降、携帯電話に何度も連絡もしてみましたが、一切出ない状況です。

3 借入れの背景

共通の友人によると、松尾はギャンブルにはまって消費者金融から借金をして、その返済のため実家から何度も援助を受けていたようです。現在も消費者金融業者に約2000万円の借金があるらしく、私に借入れの理由として説明していた、実家の事業の新設備導入のための資金という話は全て嘘だったようです。

4 松尾の勤務先と近況について

松尾は、大学卒業後、大手企業の株式会社竹川製作所に就職したのですが、一昨年、有限会社梅原企画という会社に転職しました。この会社に連絡したところ、松尾は既に先月末に退職したとのことでした。

15 共通の友人に対して、退職後は特に就職活動をすることもなく、自宅マンションを売却して、実家に帰る計画をしていると言っていたとのことでした。

5 松尾の財産について

私の知っている松尾の資産は自宅マンションしかありません。友人に聞いたところでは、他の友人達にも借入れを申し入れているとのことですので、この他に目ぼしい資産があるとは到底思えません。

6 まとめ

私は現在、甲野弁護士に依頼して、貸金の返還を求めて訴訟を提起する準備をしています。しかし、今のうちに松尾の自宅マンションを仮差押えしておかなければ、松尾がこれを第三者に売却してしまい、後日、訴訟で勝訴判決を得ても、その執行が難しくなってしまいます。そこで、やむを得ず、今回の申立てに至った次第です。

以上

【資料 1 1】

供託書・OCR用 (裁判上の保証及び仮差押・ 仮処分解放金)		<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除	係員印 受付 調査 記録 頁 /
申請年月日	平成23年6月21日	法令条項	民事保全法第14条第1項
供託所の表示	〇〇法務局	裁及判 び 所 件 の 名 称 等	〇〇地方裁判所 支部 平成23年(ヨ)第186号 不動産仮差押命令申立事件 当 事 者 <input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 申請人 <input checked="" type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 被申請人 <input type="checkbox"/> 債務者 供託者 被供託者
供託者の住所氏名 住所 (113-0034) 東京都文京区湯島四丁目6番6号 氏名・法人名等 中山 弘	代表者等又は代理人住所氏名 東京都中央区八重洲一丁目5番××号東京八重洲ビル9階甲野太郎法律事務所 弁護士 甲野太郎	別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。	<input type="checkbox"/> 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 強制執行停止の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行取消の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行続行の保証 <input checked="" type="checkbox"/> 仮差押の保証 <input type="checkbox"/> 仮差押取消の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分取消の保証
			<input type="checkbox"/> 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 仮処分解放金 <input type="checkbox"/> その他
被供託者の住所氏名 住所 (231-0036) 横浜市中区山田町1800番地6-201号 氏名・法人名等 松尾 雄二	代表者等又は代理人住所氏名 東京都中央区八重洲一丁目5番××号東京八重洲ビル9階甲野太郎法律事務所 弁護士 甲野太郎	別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。	備考
供託金額 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 0 0 0 0 0	受理 印 年 月 日		
1 満点、半満点は1マスを使用してください。			
供託者 ナカヤマ ヒロシ			

【資料 1 2】

供託書 (裁判上の保証及び仮差押・ 仮処分解放金)		<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除	頁 /
申請年月日	平成23年6月21日	法令条項	民事保全法第14条第1項 平成23年度金第123456号
供託所の表示	〇〇法務局	裁及判 び 所 件 の 名 称 等	〇〇地方裁判所 支部 平成23年(ヨ)第186号 不動産仮差押命令申立事件 当 事 者 <input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 申請人 <input checked="" type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 被申請人 <input type="checkbox"/> 債務者 供託者 被供託者
供託者の住所氏名 (113-0034) 東京都文京区湯島四丁目6番6号 氏名・法人名等 中山 弘	代表者等又は代理人住所氏名 東京都中央区八重洲一丁目5番××号東京八重洲ビル9階甲野太郎法律事務所 弁護士 甲野太郎	別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。	<input type="checkbox"/> 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 強制執行停止の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行取消の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行続行の保証 <input checked="" type="checkbox"/> 仮差押の保証 <input type="checkbox"/> 仮差押取消の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分取消の保証
			<input type="checkbox"/> 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 仮処分解放金 <input type="checkbox"/> その他
被供託者の住所氏名 (231-0036) 横浜市中区山田町1800番地6-201号 松尾 雄二	代表者等又は代理人住所氏名 東京都中央区八重洲一丁目5番××号東京八重洲ビル9階甲野太郎法律事務所 弁護士 甲野太郎	別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に 記載してください。	備考
供託金額 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 0 0 0 0 0			

上記供託を受理する。
 供託金の受領を証する。

平成23年6月21日
 東京法務局
 供託官 壺井正蔵

印

仮差押決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

上記当事者間の平成23年(ヨ)第186号不動産仮差押命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に金50万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債権者の債務者に対する上記債権の執行を保全するため、別紙物件目録記載の債務者所有の不動産は、仮に差し押さえる。

債務者は、金321万6575円を供託するときは、この決定の執行の停止又はその執行処分の取消しを求めることができる。

平成23年6月22日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山崎 優太郎

* 別紙目録省略

これは正本である。

平成23年6月22日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 姫野 浩明 印

2011/06/28 11:33 現在の情報です。

専有部分の家屋番号	1800-6-101~406			
表題部 (主である建物の表示)	調製	余白	所在図番号	余白
所在	横浜市中区山田町1800番地6		余白	
建物の名称	山田町グリーンハイツ		余白	
① 構造	③ 床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建	1階	298:71	〔平成18年8月31日〕	
	2階	272:81		
	3階	272:81		
	4階	272:81		

表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	② 所在及び地番	③ 地目	④ 地積	m ²	登記の日付
1	横浜市中区山田町1800番地6	宅地		335:98	平成18年8月31日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	00000000000000
家屋番号	横浜市中区山田町1800番6-201		余白	
建物の名称	201		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	2階部分	58:75	平成18年8月1日新築 〔平成18年8月31日〕

表題部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	10000分の1294	平成18年8月1日敷地権 〔平成18年8月31日〕

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成18年9月25日 第19528号	原因 平成18年8月10日売買 所有者 横浜市中区山田町1800番地6-201号 松尾雄二
2	仮差押	平成23年6月24日 第9841号	原因 平成23年6月22日〇〇地方裁判所仮 差押命令 債権者 東京都文京区湯島四丁目6番6号 中山弘

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成18年9月25日 第19529号	原因 平成18年9月21日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金2000万円 利息 年2.0% 損害金 年14.6% 債務者 横浜市中区山田町1800番地6-201号 松尾雄二 抵当権者 横浜市中区洞沢町51番12号 株式会社角丸銀行 (取扱店 横浜支店)

* 下線部のあるものは抹消事項であることを示す。

【資料15】

平成24年5月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第〇〇〇〇〇号 貸金返還請求事件

平成24年4月17日口頭弁論終結

5

判 決

東京都文京区湯島4丁目6番6号

原 告 中 山 弘

同訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

10

横浜市中区山田町1800番地6-201号

被 告 松 尾 雄 二

主 文

15

1 被告は、原告に対し、315万円及びうち300万円に対する平成23年4月1日
日から支払済みまで年1割の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 この判決は、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

(省略)

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

25

裁 判 官 山 口 隆 夫

これは正本である。

平成24年5月15日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 結 城 陽 介

印

配 当 表

平成25年3月15日 〇〇地方裁判所 民事第〇〇部 裁判所書記官 夕張 友里恵		平成24年(又)第999号 物件1			代 金 (円)	
債権者		債権の種類	費用(円) 利息(円) 損害金(円) 元金(円)	合計(円)	配当実施額等(円)	備 考
順位	債権の種類					
1	申立債権者 中山 弘 手続費用(別紙手続費用計算書記載の とおり)	A1		467,558	467,558	
2	(株)角丸銀行 平成18年9月25日付抵当権	A2	0 23,329 3,345,223 18,520,034	21,888,586	21,888,586	
3	中山 弘 平成24年〇月〇日付差押え	A3	0 150,000 586,027 3,000,000	3,736,027	1,606,474	
4	A B C D債権回収(株) 平成24年〇月〇日付配当要求	A4	0 13,442 3,890,033 7,253,348	11,156,823	4,797,382	
				28,760,000	28,760,000	

(注) 債権の種類欄の日付は、担保権は設定登記(仮登記)の日、交付要求債権は法定納期限等、配当要求は配当要求の日、仮差押及び差押はその登記の日をそれぞれ示す。

(注) 公租公課官公署の損害金欄は、延滞税・利子税・加算税等の合計額を示す。

(注) (株)は株式会社、(有)は有限会社、(財)は財団法人、(農協)は農業協同組合、(火)は火災海上保険株式会社、(海)は海上火災保険株式会社をそれぞれ示す。

東照第 _____ 号
平成29年6月16日

東京弁護士会会長殿

事務所所在地 〒103-0028
東京都中央区八重洲一丁目5番××号
東京八重洲ビル9階 甲野太郎法律事務所
電話 03-3271-1900
東京弁護士会所属・登録番号432××
弁護士 甲野太郎

照会申出書

私は、弁護士法第23条の2第1項に基づき、次のとおり照会の申出をいたします。

1. 照会先（公務所又は公私の団体）

所在地 〒100-0005
東京都千代田区丸の内9-9-9
電話 03-5220-6500
名称 株式会社角丸銀行 本店 法務部法務室

2. 受任事件

当事者
○ [債権者] 中山 弘
[債務者] 松尾 雄二

事件

(1) 係属官庁及び事件番号

準備中

(2) 事件名

債権差押命令申立事件

(3) 事件の概要・受任内容等

上記債権者は〇〇地方裁判所平成23年（ワ）第〇〇〇〇〇号貸金返還請求事件において認容判決を得て、同判決は確定しているが、その後も債務者は一切返済を行わない。その後、平成24年（ヌ）第999号不動産競売申立事件において一定の配当を得たものの、依然として債権者は残債権を有している。債務者の資産を調査し、発見できれば、速やかにこれを差し押さえることが本件の受任内容である。

3. 照会を求める理由

依頼者（債権者）は相手方（債務者）に対し、債務名義に基づく預金債権差押命令申立てを行う予定であるが、差押の対象となる相手方名義の預金の有無及び残高が不明であることから、それらを特定する必要がある。

4. 照会を求める事項

別紙照会事項書のとおり（できるだけ一問一答式にして下さい。）

5. 照会申出書の送付・不送付

この申出書の写を照会先に送付することは（差支える 差支えない）。（どちらかに必ず〇）

照 会 事 項 書

本会会員の次の受任事件について照会を求める事項は、下記のとおりです。
(下記 1・2 は、照会申出書の写を照会先に送付することは差支えるという場合にのみ、差支えない範囲
でご記入ください。)

記

1. 受任事件

(1) 当事者

(2) 事件の概要等

2. 照会を求める理由

※ 本件照会内容についての問い合わせ先

登録番号 432××

照会申出弁護士 甲野 太郎

電 話 03-3271-1900

迄お願いします。

照 会 事 項

債務者松尾雄二（まつおゆうじ、生年月日昭和38年5月20日、住所、北海道函館市吉田町1-2-4、前住所、横浜市中区山田町1800番地6-201号）の預金口座の有無、預金口座を有している場合にはその支店名、預金の種類及び回答日現在の残高につき、ご教示ください。

平成29年6月26日

東京弁護士会 御中

株式会社角丸銀行

印

回 答 書

別紙のご照会事項について、以下のとおり回答いたします。

No.	調査対象者名	該当有無	回答内容
1	まつお ゆうじ 松尾 雄二	有	別紙添付

* 別紙「ご照会事項」省略



別紙

No.	顧客名	生年月日 (設立年月日)	住 所
1	まつお ゆうじ 松尾 雄二	昭和38年5月20日	北海道函館市吉田町1-2-4

口座保有店	川上支店 (999)	
科目	口座番号	現在残高 (円)
普通	999××××	3,334,308

委 任 状

平成29年6月30日

住 所 〒113-0034
東京都文京区湯島4-6-6

委任者 中 山 弘 

私は次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 甲 野 太 郎

弁護士 乙 原 竹 子

東京弁護士会所属

住 所 〒103-0028

東京都中央区八重洲一丁目5番××号

東京八重洲ビル9階 甲野太郎法律事務所

電 話 03-3271-1900

FAX 03-3271-19××

記

第1 事件

1 債務者

松尾雄二

2 裁判所

〇〇地方裁判所

3 事件の表示

債権差押命令申立事件

第2 委任事項

1 上記事件に関し委任者がする一切の行為

2 申立ての取下げ

3 復代理人の選任

平成23年（ワ）第〇〇〇〇〇号 貸金返還請求事件

送 達 証 明 申 請 書

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

原 告 中 山 弘
被 告 松 尾 雄 二

上記当事者間の事件につき、平成24年5月15日に言い渡された判決の正本は被告に平成24年5月18日に送達されたことを証明されたく申請します。

平成24年5月24日

申請人 原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎



前記証明する。

平成24年5月24日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 結 城 陽 介

印

【資料 2 1】

債務名義の事件番号 平成 2 3 年 (ワ) 第〇〇〇〇〇号

執 行 文

債権者は、債務者に対して、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成 2 4 年 5 月 2 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 結 城 陽 介

印

債 権 者 中 山 弘

(原 告)

債 務 者 松 尾 雄 二

(被 告)

当庁平成 2 4 年（ヌ）第 9 9 9 号不動産強制競売事件において、本債務名義記載の債権について債権者に下記金額を交付した。

1. 金 4 6 7, 5 5 8 円

ただし、執行手続費用

1. 金 1 5 0, 0 0 0 円

ただし、元金 3 0 0 万円に対する平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで年 5 % の割合による利息金

1. 金 5 8 6, 0 2 7 円

ただし、元金 3 0 0 万円に対する平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 1 5 日まで年 1 0 % の割合による遅延損害金

1. 金 8 7 0, 4 4 7 円

ただし、元金 3 0 0 万円の内金

合計 金 2, 0 7 4, 0 3 2 円

平成 2 5 年 5 月 2 5 日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 大 川 良 夫

印



債権差押命令申立書

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

平成 2 9 年 7 月 4 日

申立債権者 中 山 弘

上記代理人弁護士 甲 野 太 郎



同 乙 原 竹 子



電 話 0 3 - 3 2 7 1 - 1 9 〇 〇

F A X 0 3 - 3 2 7 1 - 1 9 × ×

当 事 者

請 求 債 権

差 押 債 権

} 別紙目録のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第 1 4 7 条 1 項）をする。

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2 | 同 送達証明書 | 1 通 |
| 3 | 資格証明書 | 1 通 |
| 4 | 委任状 | 1 通 |

* 別紙目録及び添付書類省略

平成29年（ル）第〇〇〇号

債 権 差 押 命 令

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成29年7月7日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁 判 官 小 津 一 利

これは正本である。

平成29年7月7日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 大 川 良 夫

印

* 別紙省略

平成 2 9 年 (ル) 第〇〇〇号

催 告 書

第三債務者 株式会社角丸銀行 川上支店 御中

平成 2 9 年 7 月 7 日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 大 川 良 夫

印

当事者 別添差押命令記載のとおり

上記当事者間の債権差押命令申立事件について、差押命令が送達された日から 2 週間以内に同封の「陳述書」に所要事項を記入して陳述されたく催告します。

(注)

- (1) 陳述書の作成に当たっては、陳述書用紙をよく読み、必要事項を正確に記入してください。
- (2) 同封の「陳述書」用紙 2 通の該当個所を記入し、1 通は同封の裁判所あての封筒に入れて書留郵便で返送してください。もう 1 通は、同封の債権者あての封筒に入れて債権者に郵送してください。
- (3) 第三債務者は、この催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害の賠償をする責任があります。

平成29年(ル)第〇〇〇号

送 達 通 知 書

債 権 者 中 山 弘 殿

平成29年7月24日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 大 川 良 夫

印

当事者の表示 上記事件の差押命令記載のとおり

上記当事者間の債権差押命令正本は下記のとおり送達されました。

記

債務者 (松尾雄二)	平成29年7月21日
第三債務者 (株式会社角丸銀行川上支店)	平成29年7月10日

平成 29 年 (ル) 第 〇〇〇 号

陳 述 書

平成 29 年 7 月 12 日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

第三債務者 北海道川上郡弟子屈町摩周 7-2-3

株式会社角丸銀行 川上支店

支店長 寒 原 明 印

下記のとおり陳述します。

1 差押えに係る債権の存否	<input checked="" type="radio"/> あ る <input type="radio"/> な い
2 差押債権の種類及び額 (金銭債権以外の債権は、その内容)	普通預金 3, 203, 128円
3 弁済の意思の有無	<input checked="" type="radio"/> あ る <input type="radio"/> な い
4 弁済する範囲又は弁済しない理由	
5 差押債権について、差押債権者に優先する権利を有する者(例えば、質権者)がある場合の記入欄	優先権利者の住所、氏名
	優先する権利の種類及び範囲(金額)

6 他の差押え (滞納処分 又はその例 による差押 えを含む。) 仮差押え 仮処分	執行 裁判所等	債権者の住所、氏名	差押え等 の送達年 月日	差押え等の執 行された範囲 (金額)
	事件番号			
			平成	
			・	
			平成	
			・	
			平成	
			・	
			平成	
			・	
			平成	
			・	

- (注) (1) 1の欄で「ある」と陳述したときだけ2以下の欄を記入してください。
- (2) 2については、現存債権について記入するもので、命令正本記載の債権をそのまま記入するものではありません。
- (3) 5及び6の欄には、すでに取下げ又は取消しのあったものは記入する必要はありません。
- (4) この陳述書に記入しきれないときは、適宜の用紙を使用して横書きで記載してください。

平成29年（ル）第〇〇〇号

取立完了届

〇〇地方裁判所民事第〇〇部 御中

平成29年8月16日

申立債権者 中山 弘

上記代理人弁護士 甲野 太郎



同 乙原 竹子



債権者 中山 弘

債務者 松尾 雄二

第三債務者 株式会社角丸銀行 川上支店

- 1 上記当事者間の債権差押命令に基づき、債権者は第三債務者から次のとおり取り立てました。

平成29年8月16日 金〇〇円

- 2 なお、上記第三債務者について、差押債権額全額の取立てを完了しました。

以上